

モデル事業の拡大で

問

先の九州北部豪雨は、熊本県阿蘇地方、そして福岡県の筑後地方に大きな傷痕を残しました。天変地異に対応する体制作りが望まれています。地球温暖化の影響でしょうか、以前は十年周期で起きていた水害も、毎年ゲリラ豪雨による被害が各地で発生しています。いつどこでおきるかわから

ない災害に、私たちの町でも十分な準備をしなければと思います。自治体から住民への防災意識の改革を計画していただきたく町長のお考えを聞きたいと思っています。

答 中嶋町長

6月に地域防災学習会が有志サークルの依頼で開催されました。行政の取り組み等の説明があり、80名を超す参加者を得て、非常に有意義な学習会となりました。



藤石 豊 議員

このような会合を極力進め、防災意識を高めなければなりません。避難所になる学校を中心に校区コミュニティの事業の一端として防災の学

習会を進めていきたいと考えています。現在佐谷区において進めている自主防災組織設立モデル事業の中で、防災、避難訓練へと進んでいく予定です。そのモデル事業を他の地区にも広めていきたいと思っています。夏祭り、運動会、その他行事やイベントの中で避難所への移動、誘導搬送を行



佐谷区で開催された「自主防災組織育成学習会」の様子

うなど、平穏時の防災意識を高め、「災害から身を守るのは自分だ・自主防衛だ」との基本理念をいかに町民に意識づけしていくのが、これからの課題だと考えています。

災害時議員は… どう動く？

議会災害対策本部設置要綱を制定

災害が多発する今日、議会においても確固たる指針が必要になることから、今定例会で「須恵町議会災害対策本部設置要綱」を「災害時議員行動マニュアル」とあわせて提案・採択しました。



須恵町議会災害対策本部設置要綱

- 第1条 趣旨
この要綱は、須恵町において地震及び風水害等の災害が発生したときに、須恵町災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適正な対応を図るため、須恵町議会災害対策本部の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。
第2条 目的
第3条 議会対策本部の組織
第4条 議員の対応
第5条 所掌事務
第6条 町対策本部への要請等
第7条 町対策本部との協議
第8条 出動時の服装
第9条 災害の定義
第10条 記録
第11条 補則

須恵町議会災害時行動マニュアル

- 初動
①地震において須恵町域で震度5強の情報を入力した場合は、議会災害対策本部に参集する
②町が災害対策本部を設置した場合、町本部又は事務局長から議長に対し、その旨を連絡
③議長は副議長等と協議し、議会災害対策本部の設置を決定
④議会災害対策本部を議会特別会議室に設置
⑤議員及び町に対し議会災害対策本部設置を報告
初期
①各議員は自身の安否・居所・連絡先等を議会災害対策本部に連絡
②各議員は本部の指示に基づき本部に集合、又は現地における情報収集及び支援活動への協力
中期
①町災害対策本部との情報交換と諸要請の実施
②被災者に対する助言及び相談受付等
後期
①全員協議会を開催し、被災状況の掌握
②町災害対策本部への協力
③被災地・避難所等の視察
④県、国等への要望活動
⑤必要により、臨時会の開催要請

第二幼稚園 レポート



工事が進む第二幼稚園

9月定例会の会期中に、議員全員での中間視察を行いました。6月に着工した工事は、みるみる進み、造成と基礎が終わり、現在は、木造軸組及び屋根の施工中です。林野庁推奨の「公共建築物等木材利用促進法・木づかい運動」にも貢献しています。広い敷地に、平屋建てとは思えないような高さの屋根がそびえ建ち、各部屋もゆったりとしたスペースが確保されていて、屋根には太陽光発電のパネル、幼児室には床暖房が備わります。来る園児たちを喜ばせることでしょう。懸念されていた冠水の問題も、約1.5mの敷地高上げと、水路の管理・改良など、複数の対処がなされています。